（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令の一部改正）

第十六条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律により増額される障害年金及び遺族年金の額の改定に関する省令（昭和二十八年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

遺族年金額改定請求書を次のように改める。

遺族年金額改定請求書

死亡した者	身分					
	除籍時の本籍地					
	氏名 生年月日	氏 生年月日　名				
	死亡した者との身分関係					
	住所					
	従前の遺族年金証書又は年金裁定通知書の記号及び番号					
	備考					
遺族年金の額の改定を受ける者						

右請求します。

令和　　年　　月　　日

請求者氏名　　㊞

厚生労働大臣　殿